

身体障害者用の車いすの確認申請手続き

原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準

大きさなどの基準は、道路交通法施行規則第1条の4の規定により定められ、この基準の電動車いすを使用している方は「歩行者」として扱われます。

【大きさ】

- 長さ 120センチメートル以下
- 幅 70センチメートル以下
- 高さ 109センチメートル以下

【車体の構造】

- 原動機は電動機を用いること。
- 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- 鋭利な突出物がないこと。
- 外観が自動車や原動機付自転車と明確に識別することができること。



確認が必要な車いす

身体に障がいがある方が電動車いすを使用する場合に、身体の状態により「やむを得ず」補助器具などを取り付けなければ使用することができない場合を言い、医学的な理由が必要です。

【例】

- 頸部を支えるためのヘッドレストの取付
- 下肢不自由のため、足を支える器具の取付
- 買い物に便利という理由で、かごや荷台を取り付けたり、日よけ用の傘を取り付けたりするものはやむを得ないとは言えません。

申請の手続き

補助器具を設置する必要があり、大きさの基準を超えてしまう場合は、住所地を管轄する警察署への届け出が必要です。

- 申請者
使用者本人又は使用者から委任を受けた代理の方
- 審査（申請書は警察署交通課窓口に用意しています。）
 - ・ 申請書のほか、申請する車いすを用意してください。
 - ・ 車いすが手元にない方や代理の方が申請する場合は、
 - 医師等が作成する、補助器具を取り付けることがやむを得ないことを証明する書面
 - 大きさの基準を超える電動車いすを製作又は販売するメーカーなどの仕様書を準備してください。

注意事項

警察署長の確認を受けずに、大きさの基準を超える電動車いすを使用している場合は歩行者とはみなされません。（公道での使用はできません。）